

広島県告示第八百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第四十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十五年十一月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ひろまち眼科	呉市広古新開七丁目八番二号二〇二	平成二五年九月五日
松尾内科循環器科クリニック	呉市広古新開七丁目八番二号三〇二	平成二五年九月四日
なないろ歯科クリニック	呉市広古新開七丁目八番二号二〇一	平成二五年九月四日
なかの薬局	尾道市瀬戸田町中野四〇二番地一	平成二五年七月一日
友安クリニック	東広島市西条御条町一番二五号	平成二四年五月一日
あおぞら歯科	東広島市西条町吉行二一三五番地一	平成二五年八月七日
西野歯科医院	廿日市市廿日市一丁目八番一八号	平成二五年七月二〇日
ホンマチ調剤薬局	廿日市市本町七番三六号	平成二五年五月一日
ウオント薬局マツダ病院前店	安芸郡府中町青崎南三番二八号	平成二五年八月一日
金谷整形外科クリニック	安芸郡海田町幸町九番一三三号	平成二五年八月一日